

事務補助員(臨時的任用職員)を募集

平成23年度に市役所及び関係機関において、臨時的に勤務する職員の選考試験を実施します。

試験日 2月20日(日)

受験資格 昭和26年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、パソコンの基本操作(文書作成・表計算等)ができること。

申込期間 2月1日(火)～10日(木)

申込方法 人事課備え付けの「申込用紙」に必要事項を記入のうえ、人事課へ申し込んでください。「申込用紙」は、2月

1日(火)以降にお渡しします。問い合わせは 人事課(☎22-1112)へ

学校用務補助員(臨時的任用職員)を募集

平成23年度に市内の幼稚園・小学校・中学校において、臨時的に勤務する学校用務員の選考試験を実施します。

採用予定人員 15人程度

受験資格 昭和26年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方

試験日 2月20日(日)

申込期間 2月1日(火)～10日(木)

申込方法 教育委員会総務課備え付けの「申込用紙」に必要事項を記入のうえ、総務課へ申し込んでください。「申込用紙」は、2月1日(火)以降にお渡しします。

問い合わせは 教育委員会総務課(☎22-3299)へ

国民健康保険の高額療養費の払戻請求をお忘れでないですか

同じ月に同じ医療機関で支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた場合等、高額療養費の払戻請求ができます。対象者には市からお知らせしていますが、いまだ請求手続がお済みで

ない方がいます。通知後2年が経過しますと時効になりますのでご注意ください。なお、高額療養費の申請には領収書(原本)を提示していただきますので、税金の確定申告(医療費控除)等をされる場合は、領収書を提出する前に申請を行ってください。

また、入院した場合、医療機関での支払額が自己負担の限度額までで済む制度もありますので、くわしくはお問い合わせください。

申請先・問い合わせは 保険年金課(☎22-1118)へ

子どもの医療費助成制度を拡充

平成23年4月診療分から助成の対象を小学6年生修了まで拡充します。

▼4月から小学5年、6年生になるお子さんの手続き

市からお知らせしました関係書類をご確認のうえ、2月28日(月)までに手続きしてください。

▼すでに「受給者証」をお持ちの0歳から小学3年生までのお子さんについては、手続きの必要はありません。

申請先・問い合わせは 保険年金課(☎22-1118)へ

年金相談Q&A

Q 国民年金保険料の納め忘れがないか心配です。なにか良い方法はありませんか。

A 国民年金保険料の納付について、口座振替の手続きをすることにより、毎月自動的に引き落としされます。そのため納期限を気にする必要がなく、納め忘れがなくなります。

口座振替のお申し込みは、金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)で受け付けています。申込書には、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳等をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

口座振替の引落方法は

- ①1年度分の前納(申込締切日は2月末日)
 - ②6カ月分の前納(4月～9月の申込締切日は2月末日)
 - ③毎月(早割) ※納付期限よりも1カ月早く口座振替
 - ④毎月(割引なし)
- の4種類から選んでお申し込みいただくことができます。
- 問い合わせは 保険年金課(☎22-1118)へ

税務証明書交付申請時の本人確認の実施のお知らせ



4月1日から税務証明書の申請時に、窓口へ来られた方の公的証明書(免許証、保険証等)による本人確認を行います。

この確認は、他人が本人になりすまして不正に証明書を取得することを防止し、皆様の大切な資産や収入などの個人情報を守るために行うものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせは 税務課庶務係(☎22-1114)へ

本人確認ができる主な書類

- 運転免許証 ●住民基本台帳カード ●旅券(パスポート) ●外国人登録証明書 ●被保険者証 ●各種年金手帳(または証書) ●その他公的機関が発行した資格証明書

代理申請の場合 証明が必要な方の委任状(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印を押印したもの)および代理で来られる方の本人確認ができる書類をご持参ください。

水道部からのお知らせ

水道の冬支度を！

●夜の冷え込みにご注意ください

気温が氷点下4度以下になり
ますと、防寒の出来ていない水
道管は、凍ったり破裂したりし
ます。次のようなところには、
早めに手当てを施しましょう。
①水道管がむき出しになつてい
るところ。
②水道管が北向きにあるところ。
③風がよく当たるところにある
水道管。

●水道管が破裂したときは

まず、水道メーターの箱の中
にある止水栓（バルブ）を閉
めて水を止め、破裂した部分に
布やテープなどで応急手当てを
してから、市指定上下水道工事
店共同組合（☎22-7608）
または市指定水道工事店へ修理
を依頼してください。

●水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上から
ぬるま湯をゆつくりとかけて、
溶かします。熱湯をかけると破
裂することがありますので、ご
注意ください。

水道料金等改定について

平成18年の合併協定書に基づ
いて、据え置いていました旧市
町の一部地域の水道料金等は、
4月分から左表の料金になりま

平成23年度 阿南市水道料金表（1カ月当たり）

※消費税別

用途	基本水量 (立方メートル)	基本料金 (円)	超過水量 (1立方メートルについて)	超過料金 (円)
一般用	10	880	11 以上 20 まで	90
			21 以上 30 まで	120
			31 以上	160
湯屋用	150	11,000	151 以上	100
業務用	200	26,000	201 以上 1,000 まで	120
			1,001 以上	160
船舶用	—	—	1 につき	260
臨時用	—	—	1 につき	260

メーター使用料表（1カ月当たり）

※消費税別

口径 (mm)	13	16	20	25	30	40	50	75	100	150
使用料 (円)	60	110	110	140	270	400	800	1,600	2,000	3,700

※16mmメーターの使用料は、4月1日から、現在の100円から110円になりますのでご了承ください。

す。これにより阿南市の上水道、
簡易水道の料金は、すべて統一
された料金体系になります。
※基本料金は、使用水量の有無
にかかわらず課される料金で
す。水道をご利用にならない場
合は、閉栓届けを提出してくだ
さい。
問い合わせは 水道部業務課
(☎22-0587)へ

☆はじめよう 考えよう

地球温暖化対策☆

地球温暖化の主な要因はCO₂

私たちの暮らしで使われてい
るエネルギーの大半は、石油や
石炭などの化石燃料を燃焼する
ことで得られています。同時
に大気中にCO₂（二酸化炭素）
が排出されています。そして、
エネルギーの大量消費によりC
O₂濃度も上昇し、宇宙に放出
されるはずの熱がCO₂に遮ら
れ、大気中に封じ込められるこ
とで「温室」と同じ状態になり
ます。これが地球温暖化の仕組
みです。

私たちの暮らしに重大な影響を 及ぼす可能性があります

このまま地球温暖化が進むと
台風や大雨が増加したり、氷河
が溶け出して海面が上昇し沿岸
部や海抜の低い島が水没してし
まう危険性があります。また、
農業や漁業にも影響が広がり、



世界の食糧不足にまで発展しか
ねません。そのほかにも、熱帯
性の伝染病が流行するなど衛生
面にも重大な影響を及ぼすおそ
れがあります。

大きな効果

このままでは大変！深刻な地
球温暖化にストップをかけるた
めには、1人ひとりが問題意識
を持ち省エネを実行することが
大切です。1人では効果が少な
いように思えても、みんなで取
り組めば大きな効果が得られま
す。

毎日、その時、その場で、我が 家がすること

地球温暖化から地球を守る省
エネの取り組みについては次回
に掲載いたします。

問い合わせは 環境保全課（☎ 22-3413）へ

あぶない！こんなに事故が

交通事故	件数	241件(2,645)
	死者	0人(5)
救急	件数	263件(3,064)
	搬送人員	253人(2,976)
火災	件数	3件(42)
	損害額	87千円(42,924千円)

●阿南署管内平成22年12月分合計 ()内は1月からの累計

税務署から確定申告のお知らせ

申告・納付の期間

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

▼所得税・贈与税

2月1日(火)～3月15日(火)

▼消費税および地方消費税

(個人事業者)

2月1日(火)～3月31日(木)

申告相談会場

会場 商工業振興センター2階
展示ホール(JR阿南駅東側)

※駐車場は、同センター東側にある商工業振興センター駐車場をご利用ください。

期間 2月1日(火)～3月15日(火)

(土・日・祝日を除く)

※この期間中は、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。

受付時間 午前9時～午後4時



e-Taxをご利用ください

■国税庁HPから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

■最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。

※平成19年分から平成21年分までの確定申告で本控除の適用を一度でも受けられた方は対象外です。

■添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

■還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

振替納税制度をご利用ください

今やキャッシュレス時代です。振替納税は、現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納税を忘れてしまうこともありません。安全で便利な振替納税制度を、ぜひご利用ください。

手続き 税務署および金融機関に備え付けの預貯金口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、税務署または取引先の金融機関に提出してください。

口座振替日 ▼所得税：4月22日(金) ▼消費税および地方消費税：4月27日(水)

電子納税(ダイレクト納付)もご利用ください

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の後に簡単なクリック操作により、届け出した預貯金口座から即時または期日を指定して国税を納付することができます。

申告書送付先・問い合わせは

〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4番地4 阿南税務署 (☎22-0414) へ

※自動音声案内に従って、ご利用の番号を選択してください。

女性消防班の愛称を募集します



応募期間 2月1日(火)～2月28日(月)

応募方法 「女性消防班愛称」と記入し、愛称・その理由・応募者の住所・氏名・電話番号を明記して、はがき、電子メール、FAXのいずれかで応募してください。

審査および発表 市消防本部において審査し、4月ごろに市のホームページで公表します。なお、採用された方(1人)には記念品を贈呈いたします。(採用された名称に複数の応募がある場合は抽選とします。)

阿南市消防団では、現在8人の女性消防団員が地域防災のため日々活動しています。市民の皆様にも、より親しんでいただける「女性消防班」の愛称(チーム名)を募集します。

応募規定 愛称は本人オリジナルで未発表のものに限ります。1人何点でも応募できます。(ただし1通につき愛称1点)

メールアドレス anan19@bird.ocn.ne.jp 1498) へ

設置をお急ぎください!

住宅用火災警報器

設置期限 平成23年5月31日

設置しなければならない対象住宅等

- ・戸建て住宅
- ・店舗併用住宅
- ・共同住宅等

設置しなければならない場所

- ・全ての寝室(煙式)
- ・2階に寝室がある場合、階段上部(煙式)
- ・台所(推奨します。煙式または熱式)

問い合わせは

消防本部予防課 (☎22-3799) へ



阿南市人権教育研究大会にご参加ください

次の日程で阿南市人権教育研究大会を開催いたします。多数の皆様のご参加をお願いいたします。

趣 旨 同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を
自らの課題として捉え、人権教育・啓発活動
の具体的な実践について研究する。

日 時 2月5日(土) 午前10時開会
参加費 700円(弁当付き)

会場および研究内容

<全体会> 文化会館 人権コンサート「うた、こども、識字から学ぶ人権」 石井小学校 教頭 湯浅 篤人さん
<分科会>

会 名	会 場	研 究 概 要
就 学 前 教 育	文化会館 2階 研修室	就学前人権教育の意義と目的を明らかにし、その重要性について、保護者・地域への啓発や教育(保育)内容をどのように実践しているか。
小・中 学 校 教 育	富岡公民館 2階 ホール	心豊かでたくましい阿南の子どもを育てるために、人権意識を高めながら連帯感のあるPTA活動を推進しよう。 学校・家庭・地域が連携し、一体となった地域の教育力の大切さが叫ばれています。PTA活動や地域活動を中心とした子ども・教職員・家庭・地域が連携した人権教育・啓発をどのように進めているか、参加者が思いを伝え合う中で考えていきましょう。
高 校 ・ 高 専 ・ 特 別 支 援 学 校 教 育	ロイヤルガーデン ホテル 2階 サローネの間A	「身元調査お断り」ワッペン運動の輪をさらにひろげ、一人ひとりの人権意識の高揚を図ろう。 —身元調査と私たちのくらし— 高度情報化社会の到来により、たいへん便利になった反面、インターネットをはじめ生活のあらゆる場面において人を傷つける情報もあとを絶ちません。今一度、一人ひとりがしあわせに生きられるために、何をしなければならないか考えてみましょう。
社 会 教 育	文化会館 1階 視聴覚室	人権を確立し、すべての人の命と健康が守られる社会を創ろう。 ～相手の立場に立ち、広く豊かな心を育み、人権が尊重され共に生きる社会づくりを進めよう～ すべての市民が日常のさまざまな生活を「人権」と結びつけて考え、あらゆる差別や不合理を解消する取り組みを進めるための教育・啓発活動を共に考えましょう。
企 業 ・ 職 域	ロイヤルガーデン ホテル 2階 サローネの間B・C	市内のすべての企業が人権問題を学習し、お互いの人権を守り差別のない明るい職場をつくろう。 企業内の人権教育・啓発への取り組み体制(社内指導者の養成等)を見直し、強化することにより、企業人・社会人としての資質の向上をめざした実践活動を推進しましょう。
行 政	ロイヤルガーデン ホテル 別館 レジェンダ	公務員として要請されている課題と使命を十分認識し、常に人権の視点で業務を遂行しているか。 「阿南市人権施策基本方針」の趣旨に基づき「人権尊重のまちづくり」に取り組んでいるか。 人権教育・啓発の諸事業を通じて、関係機関・職場・地域との連携を密にした実践活動を推進しているか。

※託児を希望される方は、2月1日(火)までに人権教育課へお申し込みください。

申し込み・問い合わせは 人権教育課 (☎22-3392) へ

手作りの劇から学ぶ人権の大切さ

12月5日、第14回阿南市人権フェスティバルで上演された劇団あゆみによる人権劇「じいちゃんの子守唄」の一場面。同和問題を題材に結婚差別で揺れ動く家族の心境をリアルに表現した劇は多くの人の心を打ちました。手作りの劇から人権の大切さを学んだ有意義な1日となりました。



人権教育・啓発市民講座

問い合わせは 課(☎22-13094)へ	内容 講師・福井中学校長 生杉孝晴さん	場 所	日 時
		文化会館 1階視聴覚室	2月22日(火) 午後2時～3時30分